

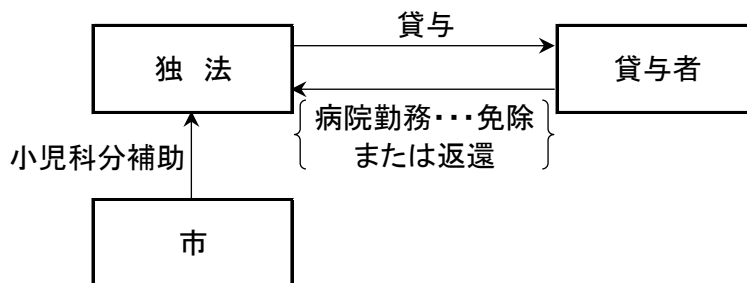
「桑名市の小児医療提供体制の再構築に関する提言書」のうち、「医学生や研修医を対象とした修学資金貸付制度など、小児科医師の確保に向けた取り組みを行うこと」を受けた施策

～ 地方独立行政法人桑名市総合医療センターとのタイアップ ～

現行の独法の制度 後期研修資金貸与制度を 拡充	あわせて独法で 臨床研修資金貸与制度を 創設
後期研修を行っていて、将来独法の病院で勤務しようとする医師に対し、研修資金を貸与する。 ・貸与額は月額22万円(最大5年間) ・独法の病院で研修しているかどうかは問わない。 ・貸与した期間分だけ将来独法の病院で勤務すると、返還を免除。 ・免除に必要な勤務期間は、両制度間で重複しない。	臨床研修(初期)に対する同様の制度 ・貸与額は月額13万円(最大2年間)
↓	↓
小児科における後期研修を行っていて、将来独法の病院の小児科で勤務しようとする医師に対する貸与額を、 <u>月額33万円</u> とする。	将来独法の病院の小児科で勤務しようとする医師に対する貸与額を、 <u>月額24万円</u> とする。

一般の貸与月額との差額11万円を市が負担する。
 平成25年1月1日から平成30年3月31日までの時限措置

【フロー図】



【貸与—免除イメージ】

